

No.	箇所	旧	新
1	表紙	令和5年4月27日	令和5年4月27日 (令和5年6月9日修正)
2	6 ページ 4行目	(ア) 応募者は、本事業に係る設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、付帯事業用地活用業務に当たる者（以下「付帯事業用地活用企業」という。）及びその他業務__に当たる者の複数の構成企業により構成されるグループとすること。	(ア) 応募者は、本事業に係る設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、付帯事業用地活用業務に当たる者（以下「付帯事業用地活用企業」という。）及びその他業務 <u>(左記以外の本事業に関わる業務を指し、具体内容は提案による)</u> に当たる者の複数の構成企業により構成されるグループとすること。
3	7 ページ 10行目	<u>f</u> パシフィックコンサルタンツ株式会社 <u>g</u> 日比谷パーク法律事務所 <u>h</u> 北央鑑定サービス株式会社	<u>a</u> パシフィックコンサルタンツ株式会社 <u>b</u> 日比谷パーク法律事務所 <u>c</u> 北央鑑定サービス株式会社
4	8 ページ 10行目	設計企業、建設企業、工事監理企業及び付帯事業用地活用企業は、上記アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。維持管理企業__については、個別参加資格要件は設けない。	設計企業、建設企業、工事監理企業及び付帯事業用地活用企業は、上記アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。維持管理企業 <u>及びその他業務に当たる者</u> については、個別参加資格要件は設けない。
5	22 ページ 25行目 (明細、支払の対象)	⑥建替住宅共用部の管理運営業務__	⑥建替住宅共用部の管理運営業務のうち、 <u>集金代行（共益費徴収）業務</u>